年　　月　　日

八代広域行政事務組合

　　　　　消防署長　様

申請者

住所

氏名

TEL

手 数 料 減 免 申 請 書

　　　年　　月　　日に　　　　　　で発生した　　　　　火災における「り災証明申請」に関し、八代広域行政事務組合消防手数料条例第４条に基づき、下記手数料の減免事由に該当するので、手数料の減免を申請します。

記

　１　減免事由

　　□　地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方自治体

　　　　官公署名

　　□　管理者が特に免除する必要があると認めたもの

　２　過料（八代広域行政事務組合消防手数料条例第５条）

　　詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料に処する。